

JIS

C 2813

屋内配線用差込形電線コネクタ

JIS C 2813-1992

(1998 確認)

(2003 確認)

(2008 確認)

平成4年8月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 4. 8. 1 確認：平成10. 6. 20

官 報 公 示：平成10. 6. 22

原案作成協力者：電気設備学会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 増田 閃一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

屋内配線用差込形電線コネクタ

C 2813-1992
(1998 確認)Spring pressure type wire connectors for electrical
installations of buildings

1. 適用範囲 この規格は、600 V以下の一般屋内配線及び屋側配線において、銅電線の接続に使用する差込形電線コネクタ(以下、コネクタという。)について規定する。コネクタに適用する電線の範囲は、単線では直径1.2~3.2 mm、より線及び可とうより線では公称断面積1.25~38 mm²とする。

備考1. コンセント、スイッチなど器具の接続端子は、この規定に含まない。

2. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0060 環境試験方法(電気・電子)グローワイヤ(赤熱棒押付け)試験方法

JIS C 1102 指示電気計器

JIS C 1302 絶縁抵抗計(電池式)

JIS C 3307 600 Vビニル絶縁電線(IV)

JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線(KIV)

JIS C 8306 配線器具の試験方法

JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び条

JIS Z 8704 温度の電氣的測定方法

IEC 112(1979) Method for determining the comparative and the proof tracking indices of solid insulating materials under moist conditions

3. この規格の対応国際規格を、次に示す。

IEC 998-1(1990) Connecting devices for low voltage circuits for household and similar purposes. Part 1: General requirements

IEC 998-2-2(1991) Connecting devices for low voltage circuits for household and similar purposes. Part 2-2: Particular requirements for connecting devices as separate entities with screwless-type clamping units

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 差込形電線コネクタ 板状スプリングと導電板の間などに電線終端を挟み込んで電線相互の接続を行う器材。
- (2) 定格電圧 規定の条件の下で、最大使用電圧を保証する電圧。
- (3) 接続適合電線 コネクタに接続することができる電線(直径 mm又は断面積 mm²で示す。)で、電氣的、機械的及び熱的性能を満足するもの。
- (4) 単線用差込形電線コネクタ 接続適合電線が単線だけであるコネクタ。
- (5) より線共用差込形電線コネクタ 接続適合電線が単線及びより線であるコネクタ。
- (6) 可とうより線共用差込形電線コネクタ 接続適合電線が単線、より線及び可とうより線であるコネクタ。
- (7) 極 コネクタに接続できる電圧相、中性極などをいい、電線差込口が2個以上あっても同一相のものである場合は、極数は1である。
- (8) ボックス不要形差込形電線コネクタ 接続に際してボックスを必要としないコネクタ。